

令和 2 年松前町条例第11号

松前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 2 年 3 月 18 日

松前町長 岡 本 靖

松前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

松前町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年松前町条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)</p> <p>第 6 条 水道事業の業務に関し法第40条第 2 項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が<u>200万円</u>以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が<u>100万円</u>以上のものとする。</p>	<p>(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)</p> <p>第 6 条 水道事業の業務に関し法第40条第 2 項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が<u>30,000円</u>以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が<u>20,000円</u>以上のものとする。</p>

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。